

富山地域合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、富山地域合併協議会規約(以下「規約」という。)第17条第2項の規定に基づき、富山地域合併協議会(以下「協議会」という。)の委員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 協議会の会長、副会長、委員及び監事(以下「協議会委員等」という。)の報酬は、日額9,300円とする。ただし、構成市町村の長及び職員、県職員(以下「構成市町村の長等」という。)については、これを支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 協議会委員等が職務のため旅行したときは、その費用を弁償する。ただし、構成市町村の長等が協議会の会議に出席した場合については、これを支給しないものとする。

2 前項に規定する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とし、その額は、富山市旅費支給条例(昭和47年富山市条例第3号)の例による。

(支給方法)

第4条 前条に定めるもののほか、費用弁償の支給方法等については、富山市旅費支給条例の例による。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の報酬及び費用弁償について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。